

入札説明書

法務省大臣官房会計課

入札に参加する者は、入札公告、契約書案、本書記載事項及び当省提示事項等を熟知の上、入札すること。

なお、本件は、電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)で応札及び入開札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

また、本件は、個人事業主に加えて、入札に参加する者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする（入札に参加する者から委任等できる者は原則1名とする。）。

ただし、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

また、本書に従い提出する書類（価格証明書、誓約書、紙入札方式による入札参加申請書、委任状、入札書など）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする（従業員への賃金引上げ計画の表明書（以下「表明書」という。）を除く。）。

- | | |
|---------------------|--|
| 1 入札事項 | 離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負 一式 |
| 2 仕様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 入札説明会
日時及び場所 | 令和6年4月15日（月）10時30分
Microsoft TeamsによるWeb会議
Microsoft Teams 会議ID：412 703 157 706
会議パスコード：27C4Fi
※申込方法は、後記14(5)を参照のこと |
| 4 入札書受領期限
及び提出場所 | 令和6年5月13日（月）17時00分
法務省大臣官房会計課調達第二係（担当：松吉）
又は電子調達システム |
| 5 開札日時
及び場所 | 令和6年5月14日（火）14時00分
法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム |
| 6 契約予定日 | 令和6年5月14日（火） |
| 7 履行期限 | 別添仕様書のとおり |
| 8 競争参加資格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）**「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級**に格付された競争参加資格を有する者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格（※）を有する者であること。

※ 支出負担行為担当官が定める資格

① **別紙**(1)アの提出書類について、当省の審査に合格したもの。

② 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

9 提出書類等

入札に参加しようとする者は、**別紙**のとおり書類を準備し、提出すること。

※ 電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には、提出書類の一部を電子調達システムで提出する必要があります。

10 入札の方法について

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記入すること。

イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（別紙(1)イに記載する価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

(ア) 入札書は、「電子調達システム」に定める手続により、上記4の入札書受領期限までに提出すること。

なお、上記4の入札書受領期限までに「電子調達システム」による入札書の提出がなかった場合（「電子調達システム」に障害が発生するなどして、入札書を提出できない場合を除く。）は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札者は、一旦入札した後は、入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

イ 紙による入札の場合

(ア) 「紙入札方式による入札参加申請書」を提出した者については、必ず入札書を持参又は郵送等により提出すること（電子メールによる提出不可）。

なお、上記4の入札書受領期限までに入札書の提出がなかった場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札書は所定の用紙を使用すること。

(ウ) 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること。

(エ) 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負 一式の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負 一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。

なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

(オ) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正すること。

(3) 代理人による入札

ア 電子調達システムによる入札の場合

委任状は、上記4の入札書受領期限までに、「電子調達システム」により提出すること。

イ 紙による入札の場合

委任状を作成の上、入札書には、入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名押印すること（復代理人が入札を行う場合は、代理人を復代理人に読み替えること。）。

また、再度入札時において、本人（会社の代表者）以外の者で、前記に該当しな

い者が入札する場合は、1回目の再度入札時に委任状を添付し、入札時には代理人である旨を記載すること。

(4) 入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を中止する。

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 複数者の入札者の代理をした者により提出された入札書

ウ 鉛筆又は消えるボールペンなど容易に消除できるもので記載した入札書

エ 入札書の入札物件名、入札金額、入札者名の確認ができないもの

オ 入札書の金額、数量及び単価が訂正されているもの

カ 入札書に入札者の署名又は記名のないもの

キ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

ク 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

11 開札について

開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と併せて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

なお、「電子調達システム」に停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

12 落札者の決定

(1) 別紙(1)アの提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、本入札説明書で指定する技術等の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、**総合評価**の方法をもって落札者を決定する。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがあるので、紙入札方式で入札に参加する場合、開札に出席の際には、あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。

なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

おって、電子調達システムによる入札の場合においても、再度の入札を考慮し、開札時には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合、提出時刻までに「電子調達システム」での入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとみなす。

(3) 総合評価点の最も高い同数値の者が2名以上あるときは、「電子くじ」により落札者を決定するので、紙入札であるか電子入札であるかを問わず、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、入札者（代理人を含む。）が、電子くじ番号を記入できないときは、入札執行事務に関係ない当省職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじをひくことができないときも同様に取り扱う。）。

(4) 本件調達が予算決算及び会計令第84条に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を保留した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判

断できない場合は、落札者としがない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

13 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記6の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

14 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札参加者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

(4) 電子調達システムの利用について

本件調達では、電子調達システムで応札、入開札及び契約書の締結までの手続を行うことが可能であり、その他同システムで利用する機能（請求等）については、順次拡大していく予定である。

(5) 入札説明会の実施方法について

入札説明会に参加する場合は、Microsoft Teamsの会議ID及びパスワード（上記3参照）によること。

なお、入札説明会に参加を希望する者は、令和6年4月12日（金）の17時00分までに下記16(1)及び(2)の問合せ先のメールアドレスに参加希望の旨を連絡すること。メールの件名は、「入札説明会参加希望_a84_事業者名」とし、参加するアカウント数及びそれぞれのアカウント名を事前に連絡すること（事前に連絡がなかったアカウントについては、入室を許可しないため、留意すること。）。

入札説明会の参加者は、入札説明書一式を手元に用意すること。

15 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 村松 秀樹

16 本件入札に関する問合せ先

(1) 仕様に関する事項・・・法務省民事局民事法制管理官室（担当 村上）

TEL:03-3580-4111（内線：5967）

e-mail: minji-sanjikan@i.moj.go.jp

(2) 入札手続に関する事項・・・法務省大臣官房会計課調達第二係（担当：松吉）

TEL:03-3580-4128

e-mail: keiyaku@i.moj.go.jp

17 電子調達システムに関する問合せ先

電子調達システムヘルプデスク：TEL:0570-000-683、FAX:017-731-3352

電子調達システム：<https://www.geps.go.jp/>

【電子調達システムの利用について】

電子調達システムを利用して別紙記載の提出書類等を提出した場合でも、電子調達システムの稼働状況、開札事務の迅速化等のため、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者情報登録を行ってください。

提出書類等

(1) 提出書類

	提出書類	入札方法	提出方法	提出部数
ア	提案書(※1) (別添作成要領参照)	電子入札	別添作成要領参照	作成要領参照
		紙入札		
イ	価格証明書(※2)	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
ウ	令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一参加資格) 「資格審査結果通知書」の写し	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
エ	暴力団排除に関する誓約書 (別添様式による)(※3)	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
オ	再委託及び知的財産権の帰属等に 係る誓約書(別添様式による) (※4)	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
カ	紙入札方式による入札参加申請書 (別添様式による)	電子入札	—	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	

※1 表明書(別添1又は2)を含む。

ただし、表明書は表明する意思のある者のみ提出すること。

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%)以上とする旨を表明書により表明(対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる記載が異なるので留意すること。)した場合、加点することとしている。また、表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに後述の(3)イの場所に提出すること。おって、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は表明書裏面の(留意事項)を確認すること。

※2 表題は「価格証明書」とし、本件仕様書に基づき、**値引きを考慮しない定価ベースによる総額とその積算内訳**を記載して、入札者が記名等を行うこと(入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。)

※3 提出後の誓約書については、「個人情報保護に関する法律」により、利用目的以外の利用・提供が制限される。

※4 本誓約書に違反した場合には、予算決算及び会計令第71条に基づき、一般競争に参加させないこととする場合があることに留意すること。

(2) 提出期限

令和6年4月26日(金) 17時00分

(3) 提出場所

(1)の提出方法に応じて、以下のいずれかに提出すること。

ア 電子調達システム：電子調達システム

イ 持参又は郵送等：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房会計課調達第二係（担当：松吉）

ウ 電子メール：keiyaku@i.moj.go.jp（会計課調達係共通）

(4) 提出に際しての留意事項

ア 電子調達システム又は電子メールの方法により提出する場合は、当該方法により提出する全ての書類データをzipファイルにまとめて提出すること。

イ アのzipファイルのファイル名及び電子メールにより提出する場合のメール件名は、**「入札提出書類_a84_事業者名」**とすること。

ウ 電子メールによる提出に対し、Outlook等の機能による開封確認には応じるが、受信確認のための返信には応じない。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

(印)

担当者
氏 名
連絡先

※添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

役員等名簿

法人(個人)名: _____

所在地: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

再委託及び知的財産権の帰属等に係る誓約書

- 私
- 当社

は、本件を落札し、貴省と契約を締結した場合、下記1から3を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、予算決算及び会計令第71条に基づき、一般競争入札に参加できないこととなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 再委託について

- (1) 本件業務の一部を再委託しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (2) 本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、貴省に対し全ての責任を負うこと
- (3) 本件業務の一部を再委託しようとするときは、本契約を遵守するために必要な事項について、仕様書を含む本件契約書を準用して、再委託の相手方と約定すること
- (4) 再委託に関する内容を変更しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (5) 契約書及び仕様書で再々委託が認められていない場合を除き、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を貴省の定める様式により作成し、貴省に提出すること
- (6) (5)の履行体制図に変更があるときは、商号又は名称及び住所のみの変更の場合を除き、速やかに貴省に届け出ること
- (7) 貴省から本契約の適正な履行の確保のため、変更の理由等の説明を求められた場合には説明を行うこと

2 知的財産権の帰属等について

- (1) 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、仕様書に別の定めがある場合を除き、契約書に規定する所有権の移転の時に貴省に移転すること
- (2) 仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないこと
- (3) 成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うこと
- (4) (3)の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任において解決に当たること
- (5) (4)の紛争により貴省が損害を被ったときは、貴省に対し、その損害を賠償すること

3 その他契約書及び仕様書記載の応札条件等の事項について遵守すること

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

担当者
氏 名
連絡先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

(代表者→代理人)

委 任 状

法務省大臣官房会計課長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負一式に関し、法務省における当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

(印)

受 任 者 住 所 ・ 連 絡 先

氏 名

〔 代 理 人 〕 使 用 印 鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

(代理人→復代理人)

委 任 状

法務省大臣官房会計課長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負一式に関し、法務省における当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 住 所

氏 名

(印)

復代理人 使用印鑑

復代理人 住所・連絡先

氏 名

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 殿

所在地
会社名
代表者氏名 (印)

紙入札方式による入札参加申請書

貴省発注の案件「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負一式」について、紙入札方式での参加を申請します。

担当者
氏名

連絡先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

入札書

入札件名 離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の請負

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量 一式)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

(印)

(復)代理人氏名

(印)

電子くじ番号

--	--	--

担当者氏名

連絡先

(注1) 復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注2) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、以下のとおり、離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（履行期限）

第2条 本契約の履行期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（監督）

第4条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督官その他の者（以下「監督官等」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督官等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面にて変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第5条 乙は、本件業務を完了したときは、別添仕様書に定める本件業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、契約代金に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第8条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

- 第12条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

- 第13条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 納入期限に、又は納入期限後相当の期限内に成果物を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行

い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限り。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第19条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第21条 甲は、第17条及び第18条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第23条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じた第12条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合責任に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第24条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第25条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第26条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被

った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第27条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第28条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第5条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第29条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(情報セキュリティの取扱い)

第30条 本契約の履行に関する情報セキュリティの取扱いについては、別添仕様書記載のとおりとする。

(契約保証金)

第31条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第32条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 村松秀樹

乙

離婚後の子の養育計画に関する
調査研究業務に係る仕様書

令和6年3月
法務省

第1 件名

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務

第2 調達の背景及び目的

子の利益を確保するためには、父母の離婚後もその双方が子の養育に適切な形で関与することができるようにすることが望ましい。

そして、離婚後の父母が共同で子を養育するためには、養育費や親子交流、子の進学や医療行為など幅広く子の養育に必要な事項について取り決める「子の養育計画」を父母双方が熟慮の上で作成することが、子の利益の保護を図る観点から重要である。

もともと、離婚後単独親権制度を採用してきた我が国においては、諸外国において行われているような子の養育計画作成の実務や、その作成に必要な知見を離婚後養育講座等によって父母に提供する取組が定着しておらず、離婚後の子の養育計画の作成指針を示すなどの環境整備が求められる。

離婚後の父母間における適切な子の養育計画の在り方について検討するためには、既に離婚後の父母間の共同監護を導入している諸外国の法制度や運用について調査を実施するとともに、我が国において共同養育を支援している民間団体等の先進的な取組を調査することが必要である。その上で、我が国の現状や法制度（改正予定の内容を含む。）を踏まえたモデルとなるような離婚後の子の養育計画の在り方や、離婚当事者がそのような子の養育計画を作成するために必要な支援や情報提供の在り方について、調査研究を実施するものである。

第3 業務の内容

離婚後の子の養育計画について、民法（家族法）の研究者等の協力の下、海外の法制度や運用、民間団体等の取組等について調査した上で、我が国の現状や法制度（改正予定の内容を含む。）を踏まえたモデルとなるような離婚後の子の養育計画の在り方や、離婚当事者が子の養育計画を作成するために必要な支援や情報提供の在り方について、調査研究を実施する。

1 離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査研究

離婚後の子の養育計画について、海外の法制度や運用、我が国において共同養育を支援している民間団体等の先進的な取組などについて、法学、心理学等の知見に基づく調査研究を行う。

調査研究は、受注者並びに下記第4の研究代表者及び協力研究者による合議

体（以下「合議体」という。）によって行うこととする。受注者は合議体の事務局の役割を担い、合議体メンバーとの各種調整を行う。調査手法は、文献、インターネットによる調査を中心とし、必ずしも現地調査までは要しない。調査対象及び調査内容の選定に当たっては、合議体で協議することとし、各国の法制度や運用・民間団体の取組などについて比較検討を行う。調査結果については、下記2のモデル養育計画案の作成に役立つよう、それぞれの特徴や我が国に導入する際の課題などについて分かりやすく取りまとめるものとする。

2 モデル養育計画の作成及び支援・情報提供の在り方についての提案

上記1の調査結果を踏まえ、合議体において協議をしながら、我が国の現状や法制度（改正予定の内容を含む。）を踏まえたモデルとなるような離婚後の子の養育計画の在り方（記載すべき項目、記載の程度、法的効果など）、離婚当事者が子の養育計画を作成するために必要な支援や支援する側からの情報提供の在り方について、学際的な検討を行い、モデル養育計画を作成するとともに、必要な支援や最適な情報提供の在り方についての提案（暫定版）を行う。

モデル養育計画については、下記3の試行・効果検証に先立って、現行法を前提にしたもの（現行法対応版）を作成し、これに対応した支援や情報提供の在り方を提案すること。また、今後、離婚後の子の養育に関する制度について法改正がされた場合には、最終的に、改正内容を踏まえたもの（改正法対応版）を作成し、これに対応した支援や情報提供の在り方についても提案すること。モデル養育計画の作成に当たっては、我が国の利用者の特性を踏まえた使い勝手の良いものとなるよう配慮すること。

3 モデル養育計画（現行法対応版）等の試行・効果検証

(1) 業務の概要

自治体又は民間団体3つ以上と協力し、上記2で作成・提案を受けたモデル養育計画等の試行（モデル養育計画（現行法対応版）の提供、当事者への作成支援、情報提供など）を行い、同計画等の内容が、今後、我が国において養育計画の作成を促進していく上で実効性の高い内容となっているかについて検証を行う。

(2) 協力自治体又は協力民間団体の選定及び調整

受注者は、地方自治体又は民間団体合計3つ以上の団体（以下「協力自治体等」という。）を選定の上、合議体及び当省の承諾を得ること。協力自治体等のうち地方自治体を2つ以上選定する場合は、全国的バランス及び人口数等を考慮し、特定の地域に偏在しないようにすることが望ましい。選定及びそれに伴う各種調整は、受注者の責任及び負担において行うこと。

(3) モデル養育計画等の試行方法、検証項目及び検証方法

協力自治体等における住民又は民間団体利用者の方（以下「住民等」という。）へのモデル養育計画（現行法対応版）等の提供方法（広報等を含む。）、検証項目（記載すべき項目の適否、子の意見の考慮の在り方、養育計画作成の負担感、作成前後の意識の変化等）及び検証方法（住民等へのアンケート調査、聴き取り調査等）は、合議体で検討することとし、検討した内容を当省に提案し、当省と協議の上でその内容を決定する。

なお、アンケート調査や聴き取り調査等を行うに当たっては、住民等を対象とするのみではなく、協力自治体等の担当者もその対象として含めることとする。協力自治体等の担当者に対する検証項目及び検証方法等についても合議体で検討の上、検討した内容を当省に提案し、当省と協議の上でその内容を決定する。

(4) 効果検証の実施期間

受注者は、(3)で決定した内容に基づき、協力自治体等と連携して令和7年2月28日（金）までに効果検証業務を行う。

なお、受注者は、効果検証にできるだけ多くの住民等に参加いただけるよう、協力自治体等の意向も踏まえながら、効果的な促進策を当省に提案し、承認を得ることとする。

(5) 効果検証の結果及び分析

受注者は、(3)のアンケート調査等の効果検証の実施で得られた情報を基に、合議体でモデル養育計画等の効果及び課題等に関する調査・検証を行い、その結果及び分析を報告書にまとめて提出すること。報告書は、読み手に内容が伝わりやすいよう、文章の内容だけでなく視覚的にも配慮すること。

4 離婚後の子の養育計画の作成の手引きの取りまとめ

受注者は、上記2で行った効果検証の結果及び分析に基づき、モデル養育計画（現行法対応版及び改正法対応版）を改良し最終案を作成する。また、養育計画の作成を促すため、報告書において、分かりやすい作成の手引きを取りまとめること。手引きには、当事者向けとして作成のポイントや記載の留意点を盛り込むほか、当事者が養育計画を作成する際に必要な支援（子の意見の考慮の在り方を含む。）、協力自治体等が最適な情報提供を実施するに当たり参考となる事項を盛り込むこととし、どのような情報を盛り込むかは、合議体で十分に検討すること。

第4 業務実施方法等

1 調査研究の実施方法

受注者は、調査研究の実施に当たっては、適切な研究担当者を4名以上選定

した上で、調査研究を行うこと。

2 研究担当者

民法（家族法）について知見を有する法学者を研究代表者として実施すること。

また、研究代表者に加えて、心理学に関する相当な知見・能力を有する研究者（助教以上又はこれに準ずる者）1名以上及び弁護士1名以上を協力研究者とし、これらの者に当該業務を行わせること。

なお、選定の参考とするため、研究代表者及び協力研究者として望ましいと考えられる者及びその理由を提案すること。

3 法務省との連携

- (1) 受注者は、本業務について、当省と随時打合せを行い、業務の総合的な進捗状況について報告すること。そのため随時打合せが可能な担当者を配置すること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに当省と打合せを行い、業務の方向性について協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、専用メールアドレスの設置等の環境を整えること。
- (4) 担当者は、当省が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。
- (5) 担当者は、緊急の対応を要する場合を想定し、当省と迅速に連絡を取れる体制を構築するものとする。

第5 応札条件

本業務に係る入札に参加しようとする者は、「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務に係る提案書作成要領」に従って記載された提案書を提出すること。

第6 成果物納入期限

1 モデル養育計画（現行法対応版）の作成及び支援・情報提供の在り方についての提案（暫定版）

令和6年9月30日（月）までに当省に提案し、その承諾を得ること（上記第3の2）。なお、提案中において、離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査結果についても簡単に触れること（上記第3の1参照）。

2 モデル養育計画等の効果検証報告書（作成の手引きを含む。）及びモデル養育計画（現行法対応版及び改正法対応版）の最終案（上記第3の3及び4参照）。

令和7年3月21日（金）まで

(令和7年2月上旬に進捗状況の中間報告をすること。)

第7 成果物

1 離婚後養育計画の効果検証報告書（作成の手引きを含む。）（一式）

Microsoftword ファイル及び PDF ファイルを記憶媒体（CD-R 又はDVD-R）に保存し納入すること。

2 モデル養育計画（現行法対応版及び改正法対応版）（一式）

Microsoftword ファイル及び PDF ファイルを記憶媒体（CD-R 又はDVD-R）に保存し納入すること。

3 その他

成果物一式の著作権は当省に帰属するものとし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）に適合したものであること。

なお、成果物のうち、効果検証報告書（作成の手引きを含む。）（PDF ファイル）及びモデル養育計画（現行法対応版及び改正法対応版）については、法務省ホームページにおいて公表することを前提とする。

第8 成果物納入場所

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館
法務省民事局民事法制管理官室（担当：村上）

第9 実施スケジュール等

本件業務に係る入札に参加しようとする者は、入札時に、本調査研究の実施に当たっての作業スケジュール、作業人員体制及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等を提出するとともに、承認を得ること。

また、調査手法、日程等に無理がなく、調査研究を効率的に実施するため、報告書の校正期間を含め、具体的な計画を提案すること。

第10 法令の遵守

受注者は、本件調査研究の実施に当たって、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律等の関係法規を遵守すること。

第 11 機密保持

- 1 受注者は、本業務を実施するに当たり、当省から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を厳重に保管し、正当な理由なく第三者に開示しないこと。
- 2 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、本業務以外の目的では利用しないこと。
- 3 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、第三者に開示、貸与、複製の依頼その他秘密を漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと。
- 4 上記 1 から 3 までについては、本契約が終了した後においても同様とする。
- 5 受注者は、上記以外の機密保持に関する事項について必要がある場合には、当省と協議の上、取り決めること。

第 12 業務の再委託

- 1 受注者は、本業務の全部を再委託してはならない。
また、受注者は、本業務の一部を正当な理由なく再委託してはならない。
なお、本業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他当省が求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、当省の承認を得なければならない。
おって、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。
- 2 受注者は、再委託先が行った作業について全責任を負うこと。
また、受注者は、再委託先に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。
- 3 受注者は、再委託先に対して、定期的に、又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。
また、当省が承認した再委託の内容について変更しようとする場合には、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、当省の承認を得ること。

第 13 知的財産権の帰属等

- 1 本業務に係る作業により作成する成果物については、著作権法第 2 1 条、第

23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を当省に譲渡し、当省は独占的に使用するものとする。また、受注者は、当省に対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。

ただし、受注者が本業務に係る契約締結日以前から有している著作権が当該成果物に含まれる場合、この著作権の権利は、受注者に留保されるものとする。この場合においては、本業務の目的の範囲に限り、当省は当該成果物に含まれる著作物を自由に複製又は改変等することができるものとする。

なお、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、当省と別途協議するものとする。

- 2 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、当省が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合には、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当省の了承を得るものとする。

- 3 受注者は、本調達に係る作業により作成する成果物に関するアイデア、ノウハウ、仕様等を利用し、有形又は無形の物品等を作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行うことができるものとする。

- 4 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担及び責任において一切を処理するものとする。

なお、当省は、紛争等の事実を知ったときには、速やかに受注者に通知するものとする。

第14 契約不適合責任

受注者は、本業務の納入成果物について検収を行った日を起算点として1年間、納入成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間において、納入成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることが判明した場合（納入成果物に誤った内容を記載する等により、作業のやり直し等の対応が必要となる場合を含む。）には、受注者の負担及び責任において、当省が相当と認める期日までに追完すること。

ただし、納入成果物の不適合が受注者の故意又は重大な過失によるものである場合は、納入成果物について、検収を行った日を起算点として2年間、納入成果物の不適合を理由とした責任を負うものとする。

第 15 ワークライフバランス等推進企業に対する事項

受注者が、当省の実施する本調達に係る提案書の審査に関し、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づきワークライフバランス等を推進する企業等として、ワークライフバランス等の推進に係る評価項目で加点を得る場合には、契約期間中、女性活躍推進法、次世代育成対策推進法又は若者雇用促進法に基づく認定を保持し続けること。

なお、契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることになるため、留意すること。

第 16 その他

- 1 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載されていない事項がある場合には、その都度当省の指示を受けるものとする。
- 2 受注者は不測の事態により、本仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合には、直ちにその旨を当省に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- 3 契約締結後、受注者が本仕様書に従わないと認められる場合には、当省は契約を解除することができる。ただし、契約を解除せず、契約金額の減額等の措置を執る場合がある。
- 4 本業務に要する一切の費用（契約締結前の諸経費を含む。）は全て受注者の負担とする。
- 5 受注者は、本業務において受注者の故意又は過失により当省が被った全ての損害について、賠償責任を負うものとする。
- 6 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

離婚後の子の養育計画に関する
調査研究業務に係る提案書作成要領

令和6年3月
法務省

1 提案書の提出

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき記載された提案書を提出すること。

なお、提案書に関し、法務省から説明、追加資料の提出を求められた場合は速やかにこれに応じること。

2 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき、「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めた要件を実現できること及び実現するための能力等を有することを明らかにすること。

なお、提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案書の作成要領

ア 提案書の表題は、「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務に係る提案書」とすること。

イ 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。用紙は、日本産業規格A列4番を使用すること。

(3) 提案書の記載事項及び留意事項

ア 本業務の目的及び内容を十分理解し、実施方針を提案すること。また、本業務の目的を達成するため、業務の内容（仕様書を参照。）で示した以外に実施すべき調査等独自の提案があれば、記載すること。

イ 本研究を主として行う者及びその理由を提案すること。

ウ 仕様書で示した要件及び「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務に係る総合評価基準書」の別紙「総合評価基準表」の各評価項目について、それらを実現できること及び実現するための能力を有することを記載すること。

エ 疎明資料として、作業を実施するに当たっての作業スケジュール、作業人員及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等の案を添付すること。

オ ワークライフバランス等を推進する企業として、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）、次世代育成対策推進法（平成15年法律第120号）又は若者雇用促進法（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けている場合には、それを証明する書類を添付するとともに、契約期間中、当該認定を保持し続けることを明確にすること。

カ 賃金引上げの実施を表明した企業等として表明する場合には、別添の様式1又は2を添付すること。

(4) 提案書の無効

提案書について、本作成要領に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

3 提案書の提出期限、場所、方法及び部数

- (1) 期限 令和6年4月26日（金）17時まで
- (2) 場所 法務省大臣官房会計課調達第二係（担当 松吉）
住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3580-4128
メール keiyaku@i.moj.go.jp
- (3) 方法 電子調達システム又は電子メール
上記により難しい場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）でも可
- (4) 様式・部数 原則として、PDF又はMicrosoft Word（バージョン 2007 以上）のA4判縦長横書きとして作成することとする。
電子調達システム又は電子メールにより提出する場合は、データのファイル名に提案者名（事業者名）を記載し、提案書本文には提案者名を記載しないものとする。
持参又は郵送により提出する場合は、6部（1部については表題に提案者名（事業者名）を記載し、その余は提案者名を記載しないものとする。）を提出することとする。

4 本作成要領及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 期限 令和6年4月18日（木）17時まで
- (2) 場所 法務省民事局民事法制管理官室（担当 村上）
住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3580-4111（内線：5967）
メール minji-sanjikan@i.moj.go.jp
- (3) 方法 質問は、原則として、PDF又はMicrosoft Word（バージョン 2007 以上）のA4判縦長横書き（様式自由）で一問一答形式とし、メールの方法により行うこととする。メール送信後、電話連絡により、着信を確認すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答 令和6年4年24日（水）17時までに、各者から寄せられた質問（会社名等は伏せるものとする。）に対する当省の回答を一覧表にし、質問書提出期限までに入札説明書を受領した全者に対して、メールにより回答する予定である。

5 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出のあった提案書及び関連資料は返却しない。
- (3) 提案書の提出後においては、当省が認めた場合を除き、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上
とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務
に係る総合評価基準書

令和6年3月
法務省

本書は、「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務」に係る総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価方式（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。）の合計で得た数値の最も高い者を落札者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

技術点 (満点200点)	+	価格点 (満点100点)	=	総合評価点 (満点300点)
-----------------	---	-----------------	---	-------------------

2 技術点の評価方法

技術点は、「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式によって決定する。

計算の結果、小数点以下の端数が出た場合には、小数点以下第1位を四捨五入して得た値を技術点とする。

基礎点 (100点)	+	加点 (満点100点)	=	技術点 (満点200点)
---------------	---	----------------	---	-----------------

(1) 基礎点に関する評価

以下により評価を行う。

ア 審査員5人が別紙「総合評価基準表」において、基礎点が設定されている各項目について、評価基準を満たしているか、それぞれ審査を行う。

イ 審査員5人全員が、全ての項目につき審査基準を満たしていると判断した場合のみ「合格」とし、「基礎点（100点）」を付与する。合格とならなかった場合は、仕様を満たす業務を遂行する能力がないものと判断し、入札に参加することを認めない。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、文章による意思表示だけにとどまる場合には、

「不合格」とすることがある。

(2) 加点に関する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 別紙「総合評価基準表」において、加点が設定されている各項目について評価する。

イ 別紙「総合評価基準表」における各評価項目（項目番号20（ワーク・ライフ・バランスの推進）及び項目番号21（賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項）を除く。）について、評価基準の内容に基づき、5人の審査員で審査する。審査員は、次の3段階で評価する。なお、提案者が1名の場合は、最優秀と評価しない。

○最優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った者のうち、最も優れた提案を行った場合

○優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った場合

○標準：当該審査基準について、仕様に準拠した内容の提案を行った場合

ウ 原則として、6点満点とし、最優秀＝6点、優秀＝3点、標準＝0点の配点とする。

エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。例えば、配点10の項目の場合には以下ようになる。

最優秀 → $10 \times 6 / 6 = 10$ 点

優秀 → $10 \times 3 / 6 = 5$ 点

標準 → $10 \times 0 / 6 = 0$ 点

オ 評価項目のうち、項目番号20及び21については、別紙「総合評価基準表」における評価基準の内容に基づき加点する。

(3) 技術点の決定

上記(1)及び(2)により、5人の審査員が付けた技術点（200点満点）の平均値（小数点以下四捨五入）により決定する。

(4) 賃金引上げの実施を表明した企業等の減点措置について

項目番号21「賃金引上げの実施を表明した企業等」については、様式1又は2の従業員への賃金引上げ計画の表明書で表明した賃金引上げが実行されているか、事業年度等終了後に「法人事業概況説明書」等により確認することとしており、確認の結果、表明した賃金引上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点		
			基礎点	加点	
1	全般	業務の目的及び業務の内容を理解した上で記載がされており、業務の目的を達成するための調査研究の実施方法及びその理由について適切かつ効果的・効率的なものが提案されていること。	—	6	
2	業務内容	離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査研究	—	8	
3		モデル養育計画の作成及び支援・情報提供の在り方についての提案	—	6	
4		我が国の現状や法制度(改正予定の内容を含む。)を踏まえたモデルとなるような離婚後の子の養育計画の在り方(記載すべき項目、記載の程度、法的効果など)、離婚当事者が子の養育計画を作成するために必要な支援や支援する側からの情報提供の在り方について、学際的な検討を行うための具体的な提案がされていること。	—	10	
5		モデル養育計画(現行法対応版)等の試行・効果検証	地方自治体又は民間団体合計3つ以上の団体(協力自治体等)を選定し、合議体及び当省の承諾を得た上で、当該協力自治体等と連携して試行・効果検証業務を行うこと。協力自治体等における住民又は民間団体利用者へのモデル養育計画(現行法対応版)等の提供方法、検証項目、検証方法等については、業務の目的を達成するために適切かつ効果的な方法等とすること。受注者は、効果検証にできるだけ多くの住民等に参加いただけるよう、協力自治体等の意向も踏まえながら、効果的な促進策を提案すること。以上の作業内容を正しく理解し、具体的に効率的な提案がされていること。	—	10
6		効果検証の実施で得られた情報を基に、モデル養育計画等の効果及び課題等に関する調査・検証を行い、その結果及び分析を報告書にまとめて提出すること。	○	—	
7		離婚後の子の養育計画の作成の手引きの取りまとめ	効果検証の結果及び分析に基づき、モデル養育計画(現行法対応版及び改正法対応版)を改良し最終案を作成し、提出すること。	○	—
8		養育計画の作成を促すため、報告書において、分かりやすい作成の手引きを取りまとめること。	○	—	
9		手引きには、当事者向けの作成のポイントや記載の留意点、当事者が養育計画を作成するために必要な支援、協力自治体等が最適な情報提供を実施するための参考事項を盛り込むこと。そのための具体的な提案がされていること。	—	8	
10		業務実施体制	研究担当者として望ましいと考えられる者及びその理由の提案がされていること。	—	10
11	業務の遂行に当たる作業人員が、十分な知識、スキル及び豊富な経験を有していることが具体的に示されていること。		—	6	
12	本業務の目的を達成するため効果的かつ効率的な体制が組まれていること。		○	—	
13	法務省と随時打合せ可能な連絡担当者が配置されていること。		○	—	
14	実施スケジュール等	調査手法、日程等に無理がなく、実現性があること。	○	—	
15		業務の目的を達成するため、報告書の校正期間等を含め、計画的かつ効率的な提案がされていること。	—	4	
16	調査実施能力	過去に、離婚等の家族問題に関する社会調査を行った経験があり、その経験を踏まえた提案がされていること。	—	6	
17		調査研究は、受注者並びに研究代表者及び協力研究者による合議体によって行い、受注者は合議体の事務局の役割をになうこと。離婚問題に関する社会調査や行動科学分野の研究について知見のある学識経験者、実務家等と連携を図ることができること。	—	6	
18	機密保持	業務上知り得た情報を第三者に開示しないこと、漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと、本業務以外の目的では利用しないことが明確にされていること。	○	—	
19	知的財産権の帰属等	本業務に係る作業により作成する成果物について、著作権法に基づく対応や権利侵害の紛争等が生じた場合の処理について理解していること。	○	—	

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点	
			基礎点	加点
20	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(※①) 4点 ・2段階目(※①) 6点 ・3段階目 8点 ・プラチナえるぼし 10点 ・行動計画(※②) 2点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※③) 4点 ・くるみん(新基準)(※④) 6点 ・プラチナくるみん 8点 ※③ 旧くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※④ 新くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)	-	10
21	賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項	・(1)又は(2)に該当する事業者 10点 (1)令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和6年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(大企業) (2)令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和6年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(中小企業等)	-	10
	合計	基礎点 加点	100	100